

第7回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年6月22日（月）16:30～16:56
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用220会議室
3. 出席者：
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理

○司会 それでは、第7回規制改革推進会議後の小林議長及び高橋議長代理による記者会見を開始したいと思います。

まず、小林議長から冒頭に御発言いただきたいと思います。議長、よろしく願いいたします。

○小林議長 第7回の規制改革推進会議をただいま開催いたしました。

本日は、2月12日の第3回会議から議論をしてきました、デジタル時代の規制・制度の在り方について考え方を取りまとめることができました。この考え方に基きまして、デジタル時代に合致した規制・制度への見直しを戦略的に進めているということでございますが、エッセンスにつきましては、デジタル時代の規制の在り方という項目で答申に反映させたいと思っております。

2つ目の議題は、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」でございまして、引き続き議論を行いました。

本日は、4月以降取り組んできましたテレワーク等の推進のための書面主義、押印原則、対面主義に関する官民のこれまでの規制・制度や慣行の見直しの状況を整理した上で、今後の取組方針について議論を行いました。

最後に、ただいま用意しています答申の構成案につきまして、資料3にございますように、各分野において規制・制度の見直しの議論を行った事項が書いてございます。

それでは、デジタル時代の規制・制度の在り方に関する取りまとめと、書面規制、押印、対面規制に関する本日の非常にホットな議論につきまして、高橋議長代理より御説明をさせていただきます。

○高橋議長代理 それでは、本日取りまとめを行いましたデジタル時代の規制・制度の在り方に関する規制改革推進会議決定、資料1について説明申し上げます。大部にわたりますので、ポイントを説明させていただきます。

まず序文では、今般の検討に至った問題意識を記載しています。本決定はこのような問題意識の下で、デジタル時代の規制・制度の在り方について基本的な考え方をまとめるとともに、改革の方向性を示すものであります。

「1. デジタル時代の技術進歩」。第4次産業革命によるデジタル技術の急速な進歩は

幅広い分野に及び、その質も大きく変わっていくこと。経済社会活動にこれまで以上に大きな影響を及ぼす。

「2. デジタル化のもたらす便益・社会的価値の向上」。経済・社会のデジタル化の進展は、企業の事業活動の生産性向上や消費者の利便向上、公共サービスの利便性向上をもたらすとともに、我が国の直面する諸課題を解決する手段となる。

「3. デジタル化の進展によって生じる新たな課題」。デジタル化の進展に伴い、新たに生じてくる課題・問題に対する現行の規制・制度での対応には限界がある。

「4. デジタル時代の規制・制度の見直しの方向性と重視すべき視点」。2ポツで示したデジタル化のもたらす便益・社会的価値の向上や、3ポツで示した新たな課題の発生を踏まえ、現行の規制・制度が新技術の活用を阻害している場合には、そのような規制・制度の見直しが必要。従来規制・制度によって法益の保護が不十分な場合には、新たな課題に対応した規制・制度への見直しが必要である。

「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」。規制・制度の見直しに当たり、「(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し」「(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し」「(3) 業規制の見直し」「(4) 柔軟な規制体系への見直し」といった基準を示しています。

「6. データの利活用とそれに伴う諸課題への対応」。デジタル化による恩典を最大化するためには、経済社会活動の多くがデータ化され、データに基づいて様々な活動が行われるデータ駆動型社会の実現が必要であるといった観点から、データの利活用の促進に向けた環境整備やデータ利活用に伴う諸課題への対応が必要であります。

「7. その他」。これまでに述べたものに加え、グローバル化、公共団体におけるデジタルガバメントの推進、国民、消費者、事業者に求められる対応、緊急時対応を念頭に置いた規制・制度の在り方といった観点があります。

最後に、「8. 具体的な規制・制度の見直しの取組」。今後、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを戦略的に進めていくための取組を①から⑥にまとめています。

①、まずは、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、テレワークの障害となっている書面規制、押印、対面規制について、早期に実現を図るべき緊急対応と、制度的対応との両面から検討を行い、実現できるものから順次その実現を求める。同様の観点から、行政全体における書面主義、押印、対面主義の見直しに向けて取組を進める。その際、業務プロセスを把握分析した上で、デジタル化の効果を最大化するために業務の再設定を求める。

②、安全規制や消費者保護規制について、デジタル技術を用いてリスク評価を精緻化し、リスクに応じた規制に見直していく。インフラ等の点検についての議論を他分野に広げる。

③、業規制の見直しや柔軟な規制体系への見直しについて、国内外の事業展開の実態や具体的な要望を踏まえて検討する。これらの改革の議論は、総合的見直しに向けたモデル的な改革として、横展開につなげていく。「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの

基準」の項目に沿って、各省庁につき3ないし4程度を取り上げ、来期の規制改革推進会議において重点的な見直し事項として定め、見直しに向けた議論を行う。この際、デジタル時代の改革に必要な視点をチェックリストにして点検するなど、総合的な見直しに向けた横展開の議論を行う。

④、データについては、ここで示した基本的考え方の下、今後、データの利活用のために何が必要か、政府部内の各会議等とも連携しつつ、検討を進めていく。

⑤、補論で示した個別分野、具体的には医療・介護、教育、働き方、デジタルガバメントですけれども、ここにおける規制・制度の見直しについて、将来のあるべき姿を念頭に、順次議論を進め、着手できるところから規制・制度の見直しを実施していく。

⑥、新たに規制を設ける場合には、デジタル時代にマッチした規制・制度とすべきである。新規規制を設ける際に、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているかの評価基準を定める。また、その評価基準を満たすための事前点検を行う標準的な手続を策定し、新たな規制を設ける際には、その手続にのっとり作業することを求めるなど、各省庁が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。

併せてお配りしている「補論 個別分野の規制・制度のあり方について」は、個別分野における将来のあるべき姿をイメージした上で、デジタル時代に対応した見直しの方向性について検討したものであります。

規制改革推進会議では、本意見書に基づく取組を進め、規制・制度の見直しを進めてまいります。

以上です。

○司会 続きまして、高橋議長代理から、押印に関する御説明も併せていただけますでしょうか。

○高橋議長代理 先ほど議長から御説明があったように、4月27日の経済財政諮問会議における総理からの検討要請を踏まえ、書面、押印、対面に関する規制・制度や慣行の見直しに取り組んできました。本日は、資料2-1に基づき、これまでの見直しの結果を御報告するとともに、今後の取組方針等についてディスカッションを行いました。

1ポツ、行政手続について。前回、5月18日の規制改革推進会議を踏まえ、5月22日に見直しの具体的基準を示した上で、4団体から具体的な要望があった行政手続の緊急対応について、各府省に検討を求めました。

その結果、法令の規定などにより緊急対応を実施することが困難な事項を除き、法令に根拠がない押印を求めないこととする、押印がなくとも申請を受け付ける、オンライン手続を簡素化する、電子メールによって書類を受理するなど、おおむね一定の緊急対応が行われることとなりました。

今後は、②、具体的な要望があった行政手続以外についても、優先順位の高いものから順次、緊急対応を求めていきます。

次に、「(2) 制度的対応」については、書面・押印・対面が求められている全ての行

政手続について、書面規制については、オンライン利用の円滑化やeメールでの提出を含むオンライン化の推進。押印原則については、真に必要な場合を除いて押印を廃止する。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。対面手続については、オンライン対応を検討するなどの具体的基準に照らして、年内に必要な検討を行い、法令等の改正を行うよう、各府省に対して求めていきます。

続いて、(3) 会計手続その他の内部手続ですが、これは行政改革推進本部が中心となって改革を進めています。

①、会計手続については4団体からの要望に対し、一部府省からは、電子調達システムの利用促進に努める、見積書、請求書、領収書等について押印不要とするなどの先行的な取組を行うとの回答がありました。行政改革推進本部事務局では、今月18日に、各省の会計課長等で構成する会議を開催して、こうした優良事例の横展開に取り組んでいっているところです。

会計に限らず、人事関係などの行政内部の手続においても、書面・押印・対面の見直しを求めていきます。行政改革推進本部事務局においては、各府省等の見直し結果について年内を目途にフォローアップを行います。

続いて、(4)、地方公共団体との関係です。

まず、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、法令等所管府省において、先ほど申し述べた(1)及び(2)にのっとり、ガイドライン等を地方公共団体に発出するなど、必要な対応を行うよう求める。

また、地方公共団体が独自に実施する手続については、総務省において、国に準じた対応が実施されるよう、技術的な助言を行う。

次に、2ポツ、民民間の商慣行等について。

1点目に、商慣行として定着している押印について、押印廃止の取組が進むよう、押印を廃止した場合の懸念点等に答えるQ&Aが6月19日に公表されました。テレワーク推進、社会全体のデジタル化の観点からも、このQ&Aを広く周知していくことが重要です。

2点目に、電子署名の活用促進について、クラウドを利用した新しい電子署名についても、利用者の指示を受けて機械的に電子署名を行うサービスが、電子署名法上の電子署名に含まれることを明確にするQ&A等を関係府省が作成するとともに、真正成立推定の対象とする。

3点目に、「テレワーク推進に向けた経済団体及び関係省庁連絡協議会」が設置されました。官民が協力して取組を推進することを確認し、その上で、今後も引き続き、意見交換等を行い、取組を進めていきたいと思えます。

4点目に、特定分野についてですけれども、まず、不動産関係については、重要事項説明書等の電子化に向け、直近の法改正の機会を捉えて速やかに必要な制度整備を行うとともに、引き続き、課題の洗い出しを行い解決に向けた取組を行う。

②、金融関係手続については、押印不要化や電子化等に向けて、金融業界、団体と金融

庁等による検討会が設置されています。現場の声を踏まえて見直し事項を洗い出し、早急に解決策を検討して、実行に移すようフォローしていきたいと思えます。

③、会社法等については、取締役会議事録における電子署名について、いわゆるリモート署名や電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスも認められることを法務省が明確化し、経済団体に通知しました。また、商業登記のオンライン申請においても、一定の場合に利用を可能とする旨が法務省ホームページに掲載されました。

株主総会資料の「ウェブ開示によるみなし提供制度」については、緊急措置として、単体計算書類等も対象となりました。

引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行ってまいります。

以上を踏まえてディスカッションを行いましたけれども、その中では、押印Q&Aは中身が新しいというわけではないけれども、改めて広く世間に知らせるという意味で大きな一歩を踏み出したと言える。また、行政も同時に取り組むことに大きな意味がある。

次に、各府省庁には押印を廃止することを前提に議論してもらいたい。その上でいかに代替していくかという議論を詰めるべきである。

次に、次のステップとしてどういったデジタル化がよいか、個人の視点を取り入れた議論が望まれる。個人の視点のほか、地方等の特有の事情も踏まえた実務的な課題の把握やサポートも必要になってくる。個人の視点というのは、デジタル・ディバイドを招かないようにという意味でございます。

こういった意見が出たところであり、この対応方針についてはおおむね意見の一致を見ました。

この方針に基づき、見直しが必要な規制・制度について議論をし、規制改革推進会議としてしっかりと対応してまいりたいと思えます。

私からの説明は以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、皆さんからの質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手をいただきまして、マイクを持った職員がマイクをお渡しになったら、お名前と御所属を明らかにされた上で御質問いただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○記者 書面、押印の再検討依頼に対する回答の○、×、△です。これに対する小林さん、高橋さんのそれぞれの評価というものは、どのように評価されるのかということをお聞かせいただきたいのです。

○小林議長 全体として申し上げますと、ある意味では5年、10年前から言われてきたことですが、やはり今回コロナが大きなトリガーになって、オンライン診療、遠隔教育、そして今回は押印もフォーカスがされたことで、皆さんがある意味当たり前のことを認識するようになったということではないでしょうか。

すなわち、真正性といっても三文判の押印にみられるように、単に今までの文化を何と

なく継承し、あまり深く考えないで、そのことが自分達をブロックして守ってくれるだろうというような誤解の下にずっと来た。しかし、今回コロナで3密を避けるということを引きっかけに、よくよく皆さんで考えてみたわけです。今回、19日に、内閣府と法務省と経産省連名で、押印に関する法解釈といいますか、Q&A形式の文書が出たというのは、そのこと自体がやはり日本にとっては歴史的な新しい展開であり、ようやく岩が動き出した。そういう実感をしています。

第2波、第3波が来ないことを祈りますけれども、もし来た場合に再び議論を蒸し返すようでは困るので、これが完全に今後もう戻らない。本当に押印なしでいけるものは全てなしでいく。要するに、まさにデジタルファーストという、これまで長い間言ってきたことを、行政改革推進本部等が中心となって、関係省庁の課長レベルで具体的な議論を始めてはどうでしょうか。横串もかなり刺さってきたなと僕は高く評価しているのですが、これをどうフォローアップしてしっかり現実に改革をしていくか。オンライン医療も含めて動き出したのですから、ずっと動かし続けるべきであると。こういうことだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 高橋議長代理、お願いします。

○高橋議長代理 その再見直しを求めた時点で、私は正確には数を数えていませんが、数だけで言えば、多分、8割、9割までは行っていると思います。そういう意味で、緊急対応ということではありますけれども、各府省がかなり動いてくれたのは間違いのないと思います。

したがって、次のステップとしては、新しい基準の下で、今回の見直しを恒久化していくというところが必要なのだと思います。評価といいますか、こういう対応を取った次のステップとしては、やはり周知徹底していくということが非常に重要だと思います。

それでも、今回、行政が動いたというところの意義はすごく大きいと思います。かねてから民間はやめようと思っても、やはり民と行政の間が変わらない限り、なかなか民間も変わらないということが言われてきました。

ちょっと今日は御紹介申し上げませんでしたけれども、議論の中では、ある委員から、20年も前に日本は金融センターに、東京は金融センターになれるかという議論をしたけれども、判子がある限りはなれないと言われたと。20年たってもまだ同じ議論をしているわけですがけれども、何としても今回は行政が動いたことをもってして、日本全体で判子をなくしていく、あるいはそれ以外の改革についても実行していくというフェーズに入っていたらいいなと思います。

あとは、法改正しなければいけないものが幾つかあります。特に、不動産、金融、それから会社法関係です。ここについてはもう既に検討の場ができていますので、その状況を見守って法改正にできるだけ早くつなげていきたいと思っています。

そして、今度は返す刀で民間同士が、やはり要らない判子は使わないという方向で、自分たちの慣行を変えていただくという方向に動いていただく。そういう意味では、連絡協

議会で今度は民間にもお願いしたいと思っています。

以上です。

○記者 お二方、ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

では、次の方はいらっしゃいますでしょうか。

○記者 私からは1点、答申について伺います。

本日、答申の骨子が示されました。もともと6月を目途に取りまとめる予定だったかと思いますが、現状を踏まえると取りまとめはいつ頃になりそうでしょうか。

○小林議長 来月中には答申を完成させる計画で今、やっております。実質的には、次回の本会議で最終的にきちんとまとめたい。こう思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに質問おありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日はどうもありがとうございました。第7回規制改革推進会議後の議長、議長代理による記者会見を終了します。皆さん、お疲れさまでした。議長、議長代理、お疲れさまでした。